

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般

京都市副市長事務担任規程を次のように定める。

平成19年3月30日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市副市長事務担任規程

(担任事務)

第1条 副市長は、次の区分により事務を担任する。

副 市 長	担 任 事 務
毛利副市長	都市計画局、建設局、消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会事務室に関する事務
星川副市長	文化市民局、産業観光局、区役所及び上下水道局に属する事務並びに市会事務局及び農業委員会事務局に関する事務
上原副市長	環境局、保健福祉局及び会計室に属する事務並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局に関する事務

2 総合企画局、総務局及び理財局に属する事務は、全副市長が共同で担任する。

第2条 前条の規定にかかわらず、総合交通政策、南部創造のまちづくり及び国際交流に関する事務は毛利副市長が、安心安全ネット及び観光振興に関する事務は星川副市長が、地球温暖化対策に関する事務は上原副市長が担任する。

2 前項に規定するもののほか、国家戦略としての京都創生に関する事務は、毛利副市長及び上原副市長が共同で担任する。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、副市長を指定して、特定の事務を担任させることがある。

第3条 第1条第1項及び前条の規定にかかわらず、重要な事務事業に関する方針及び計画の決定及び変更、市会に付議する事案その他重要又は異例な事項に関する事務は、全副市長が共同で担任する。

第4条 前3条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるとときは、副市長の事務の担任について特別の定めをすることがある。

(事故がある場合の事務の担任)

第5条 副市長に事故があるときは、市長が指定する副市長がその担任事務を掌理する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 京都市助役事務担任規程は、廃止する。

(総務局総務部文書課)